

財 産 管 理 等 委 任 契 約 書

委任者 (以下「甲」という。)、受任社会福祉士 (以下「乙」という。) は、次のとおり契約を締結する。

(委任契約)

第1条 甲は、乙に対し、本契約の定めるところにより、甲所有の財産の管理等に関する事務(以下「本件委任事務」という。)を委任し、乙はこれを受任する。

(事務処理の基準)

第2条 乙は、社団法人大阪社会福祉士会相談センター(以下「相談センター」という。)の諸規則に従い、本件委任事務の処理を行う。

- 2 乙は、本契約に基づく権限を行使しまたは義務を履行するにあたっては、甲の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮するとともに、善良な管理者の注意をもって本件委任事務の処理を行い、甲の福祉のために最適と認められる方法を選択しなければならない。

(要援助状態)

第3条 本契約において要援助状態とは、甲が自己の身上監護または財産管理を適切に処理できず、これを行うために第三者の援助を必要とする状態をいう。

- 2 乙は、甲が要援助状態に至ったことを了知し、またはその疑いを抱いたときは、相談センターに速やかに報告しなければならない。
- 3 甲の要援助状態についての判断は、相談センターの諸規則に従って行う。
- 4 相談センターは、乙からの報告を受けたときは、速やかに甲が要援助状態にあるか否かを判断して甲及び乙に通知する。

(本件委任事務の範囲)

第4条 甲は、乙に対し、別紙代理権目録記載の事務(同目録 もしくは の 内に 印を記入したもの。同目録 を使用する場合は、同目録 の事務は全て選択されたものとする。)を委託し、その事務について代理権を付与する。

- 2 甲は、銀行を指定して甲名義もしくは甲代理人乙名義の預金口座を開設し、乙は当該口座の入出金を通じて本件委任事務の処理を行う。

(証書類の保管等)

第5条 乙は、甲から別紙代理権目録において証書類等の預託を受けたときは、遅滞なく甲に対し保管方法を記載した預り証を交付し、相談センターにその写しを提出する。

- 2 甲は、乙が本件委任事務を処理するために、甲宛ての郵便物その他の通信を受領し、本件委任事務に関連すると合理的に思料されるものを開封することを予め許諾する。

(承認事項)

第6条 乙は、第19条aにより本件委任事務が開始すると定められている場合において、甲が要援助状態となる前に、本件委任契約の履行として次に掲げる事項を行おうとする場合は、予め甲の承認を得なければならない。ただし、第19条のa、bいずれの場合であっても、甲が要援助状態となった後、乙が次に掲げる事項を行おうとする場合は、甲の承認に代えて、予め相談センターの承認を得なければならない。いずれの場合も、緊急やむを得ない場合は、事後速やかに承認権者の承認を得るものとする。

一 第4条第1項に定める本件委任に係る財産の処分のうち、不動産または重要な動産(有価証券、会員権及び知的所有権を含む。)の譲渡、民法第602条の範囲を超える賃貸借(実施権、使用権の設定を含む。)または担保権の設定

二 第4条第1項に定める本件委任事務のうち、訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項

三 甲の居住場所の変更を伴う事項の決定

四 甲の資力に鑑み、生活費を超えと思われる金額の債務負担行為または支出

五 1か月を1日から末日まで通算して合計30万円以上の債務負担行為または支出。ただし、本号規定の金額を超える場合であっても、甲の生活のために必要な支出であり、かつ、毎月の支払額がほぼ一定に定まっているものについては、最初の支払いについて承認があることをもって足る

六 復代理人の選任

(変更契約)

第 7 条 第 4 条第 1 項の本件委任事務の範囲の変更は、甲乙間の書面による変更契約によらなければ、効力を生じない。甲が要援助状態となった後は変更について相談センターの承認を要する。

(報告及び調査)

第 8 条 乙は甲に対し、本契約締結後直ちに、またその後 4 か月ごとに甲に面談して当該事務処理の状況及び次期に予想される重要な事項について、書面で報告しなければならない。

2 乙は、第 6 条第一号ないし第六号に掲げる事項を処理した場合は、ただちに、その結果を甲に書面で報告しなければならない。

3 甲は乙に対し、いつでも事務処理の状況について報告を求めまたは自らこれを調査することができる。

(事務処理費用)

第 9 条 本件委任事務処理に要する費用は、甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用につき、その支出に先立ちまたは支出後に本件委任に係る財産から支払を受けることができる。

3 乙は、第 1 項の費用の前払いを受けたときは、支出後速やかに清算しなければならない。

(手数料)

第 10 条 甲は、乙に対し、後記の本件委任事務処理手数料を支払う。

(協議)

第 11 条 甲または乙は、本件委任事務処理について甲乙間の意見を異にする場合は、相談センターに対し協議を申し入れることができる。

(解任)

第12条 甲は、乙に本件委任に係る財産の横領、隠匿その他本契約に著しく違反する行為があった場合には、乙に書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。

(解除)

第13条 甲または乙は、正当な事由がある場合に限り、相談センターの承認を得て本契約を解除できる。

(当然終了)

第14条 次の各号の一に該当するときは、本契約は当然に終了する。

- 一 甲が死亡または破産したとき。
- 二 乙が死亡もしくは破産したときまたは補助、保佐もしくは後見開始の審判を受けたとき。
- 三 乙が社会福祉士資格を喪失したとき。
- 四 乙が社団法人大阪社会福祉士会相談センターから業務停止または退会命令の処分を受けたとき。
- 五 乙が社団法人大阪社会福祉士会を退会したとき。

(結果報告)

第15条 本契約が終了したときは、乙は速やかに財産目録及び計算書を作成して、甲に本件委理事務処理の結果を報告する。

(財産等の返還)

第16条 本契約が終了したときは、甲の破産の場合を除き、乙または乙の後任者は速やかに預り保管中の本件委任に係る財産、証書類等及び事務処理に関する帳簿類を甲に対し返還しまたは引き渡さなければならない。甲が意思を表示できないか死亡している場合は、乙または乙の後任者は甲が予め指定した財産保管者に返還しまたは引き渡さなければならない。甲が予め指定した者がいない場合は、乙は甲の法定相続人若しくは相続財産管理人に引き渡すものとする。

2 本契約終了時において、乙が甲に対し立替金請求権、報酬請求権その他の債権を

有するときは、乙または乙の後任者はその支払があるまで、相当な範囲内で前項の本件委任に係る財産を留置することができる。

(報告受領者)

第17条 甲は、第2項から第4項までに定める通知等の受領者(以下「報告受領者」という。)を指定することができる。

2 乙は、報告受領者が指定されている場合において、甲が要援助状態に至ったことを了知した後は、次の各号の通知等は、報告受領者に対しても行わなければならない。

一 第8条の報告

二 第15条の結果報告

3 乙は、報告受領者が指定されている場合において、第13条により辞任したときは、報告受領者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 甲は、乙に書面で通知することにより、報告受領者を変更することができる。

5 乙は、甲から報告受領者の指定または変更の通知を受領したときは、相談センターに対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(効力の持続)

第18条 本契約により甲が乙に授権した代理権は、甲が意思能力を喪失した場合においても、なおその効力を失わないものとする。

(本件委任事務開始時期)

第19条 乙は、甲が以下の 内に 印を記入することにより選択した時期から本件委任事務を開始し、本件委任に係る財産の管理等を行う。

a 本契約締結日から本件委任事務を開始する。

b 年 月 日の到来した時から本件委任事務を開始する。

< 特約・確認・指定事項・手数料額等 >

- 1 甲は本契約締結時において
要援助状態にある。
要援助状態にない。
- 2 甲は、報告等連絡先として
次の者を指定する。
住 所
電話番号
氏 名
指定しない。
- 3 本契約終了時に甲が意思を表示することができない場合、預かり保管中の本件委任に係る財産の返還先として
次の者を財産保管者に指定する。
住 所
電話番号
氏 名
指定しない。
- 4 本契約が、第14条第一号以外の事由で終了し、その時点で甲の意思能力がない場合、乙の後任者として、社団法人大阪社会福祉士会相談センター成年後見人活動社会福祉士名簿に記載された者の中から相談センターが指名した社会福祉士が本契約上の業務を引き継いで行うことに
同意する。
同意しない。
- 5 死後の事務処理
委託する。
下記のうち、 内に 印を付した事務を委託する。

記

- a 医療費の支払
- b 甲が入所もしくは入院していた施設の利用料等の支払
- c 甲が賃借していた不動産の明渡及び保証金等の受領もしくは賃料の支払

- d 葬儀の手配（費用は 万円を基準とする）
- e 納骨の手配（費用は 万円を基準とする）
- f 墓石建立の手配（費用は 万円を基準とする）
- g 永代供養の手配（費用は 万円を基準とする）
- h 相続財産管理人選任申立
- i 以上の各事務に関連する費用の支払を含む一切の事項委託しない。

6 本件委任事務処理手数料

一 本契約締結に際して調査や報告書作成を行う手数料 _____ 金 _____ 万円

二 本件委任事務基本手数料（但し、交通費等の実費は、発生時に徴収することができる。）

月額金 _____ 万円

上記手数料額が、本件委任事務の範囲の変更、甲の生活環境の変更、経済情勢の変動その他現在の手数料額を不相当とする事情が発生した場合は、乙は甲が要援助状態となる前は甲と、甲が要援助状態となった後は相談センターとそれぞれ協議の上、これを変更することができる。

三 第5条の証書類等の保管事務手数料 _____ 月額金 _____ 万円

但し、本件委任事務が開始した後は、三号の本件委任事務基本手数料に含まれているものとみなし、特に事情のない限り別に保管事務手数料を徴収しない。

五 甲の死後の事務処理を委託する場合の手数料 _____ 金 _____ 万円

年 月 日

（甲）委 任 者

（乙）受任社会福祉士

代 理 権 目 録

全事項委任

代理権目録 の A ~ M に記載する全ての事項
(個別に委任する場合は、代理権目録 を使用)

代 理 権 目 録

A 財産の管理・保存・処分等に関する事項

- A 1 甲に帰属する別紙「財産目録」記載の財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産
(預貯金〔B 1・B 2〕を除く。)並びにその果実の管理・保存
- A 2 A 1の財産(増加財産を含む。)及びその果実の処分・変更
売却 賃貸借契約の締結・変更・解除
その他(別紙「財産の管理・保存・処分等目録」記載のとおり)

B 金融機関との取引に関する事項

- B 1 甲に帰属する別紙「預貯金目録」記載の預貯金に関する取引(預貯金の管理、振込依頼・払戻し、口座の変更・解約等。以下同じ。)
- B 2 預貯金口座の開設及び当該預貯金に関する取引
- B 3 貸金庫取引
- B 4 保護預り取引
- B 5 金融機関とのその他の取引
当座勘定取引 融資取引 保証取引 担保提供取引
証券取引〔国債、公共債、金融債、社債、投資信託等〕 為替取引
信託取引(予定〔予想〕配当率を付した金銭信託〔貸付信託〕を含む。)
その他(別紙「金融機関との取引目録」記載のとおり)
- B 6 金融機関とのすべての取引

C 定期的な収入の受領及び費用の支払

- C 1 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続
家賃・地代 年金・障害手当金その他の社会保障給付
その他(別紙「定期的な収入の受領等目録」記載のとおり)
- C 2 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
その他(別紙「定期的な支出を要する費用の支払等目録」記載のとおり)

D 生活に必要な送金及び物品の購入等

- D 1 生活費の送金

- D 2 日用品の購入その他日常生活に関する取引
- D 3 日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入

E 保険に関する事項

- E 1 保険契約の締結・変更・解除
- E 2 保険金の受領

F 証書等の保管及び各種の手続

- F 1 次に掲げるものその他これらに準ずるものの保管及び事務処理に必要な範囲内の使用
登記済権利証 実印・銀行印・印鑑登録カード
その他（別紙「証書等の保管等目録」記載のとおり）
- F 2 株券等の保護預かり取引に関する事項
- F 3 登記の申請
- F 4 供託の申請
- F 5 住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求
- F 6 税金の申告・納付

G 介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項

- G 1 介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- G 2 要介護認定の申請及び認定に関する各種苦情申立、介護保険法に基づく審査請求
- G 3 介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- G 4 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- G 5 福祉関係の措置（施設入所措置等を含む。）の申請及び決定に関する各種苦情申立

H 住居に関する事項

- H 1 居住用不動産の購入

- H 2 居住用不動産の処分
- H 3 借地契約の締結・変更・解除
- H 4 借家契約の締結・変更・解除
- H 5 住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除

I 医療に関する事項

- I 1 医療契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- I 2 病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払

J A～J以外のその他の事項（別紙「その他の委任事項目録」記載のとおり）

K 復代理人・事務代行者に関する事項

- K 1 復代理人の選任
- K 2 事務代行者の指定

L 以上の各事務に関連する事項

- L 1 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
- L 2 以上の各事務に関連する一切の事項

M 法定後見開始審判の申立に関する事項

- M 1 補助、保佐もしくは後見開始審判の申立

財 産 目 録

現 金	
預 貯 金	
信託財産	
年 金	
生命保険	
有価証券	
不 動 産	
そ の 他	